

丹波篠山市史編さん基本方針

令和 2 年 8 月 8 日 策定
令和 2 年 11 月 15 日 変更
令和 5 年 3 月 11 日 変更
令和 7 年 12 月 27 日 変更

1 策定の趣旨

この基本方針は、本市が市史編さん事業を行うにあたり、市史編さんの方向性を示すとともに、市史編さん事業のよりどころとするために策定するものである。

2 策定の背景

本市は、平成 11 年 4 月に多紀郡 4 町合併により篠山市として発足し、令和元年に市制 20 年を迎え、新たに丹波篠山市として歩みだしたが、地域が歩んできた有史以来の歴史を振り返り、記録に残していく取り組みに関して、次のような課題があった。

(1) 丹波篠山市全域を対象とした自治体史

平成 11 年の 4 町合併により誕生した新市全域を対象とした自治体史が存在しないため、丹波篠山市全域を対象とした市史を刊行する必要がある。

(2) 歴史資料の調査研究

合併前の 4 町ごとの町史（昭和 58～平成 7 年度刊行）では、叙述している年代や内容に粗密があり、特に近世以前の歴史資料による調査研究が進んでいないところもあるため、既存の歴史資料を整理し、最新の研究成果を活用するとともに、新たに必要な歴史資料や情報を収集し、調査研究を進める必要がある。

(3) 各町史の記録資料

町史は市史編さんの基となるものであるが、各町史編さん時の歴史資料の記録情報が十分ではないため、詳細な資料調査と整理・解読を行う必要がある。

(4) 地域・人々の記憶

昭和初期以前の記憶を持つ市民が少なくなり、集落で営まれてきた生活や民俗文化などの継承が難しくなっているため、できる限り早期に聞き取り調査などを進め、かつての生活様式や年中行事等、身近な人々の暮らしの記憶を次世代へ継承する必要がある。

上記の課題解決のため、令和元年に市制 20 年を迎え、新たに丹波篠山市として歩みだしたことを契機に、神戸大学人文学研究科との共同研究事業として丹波篠山市史編さん事業に着手する。

事業期間としては、令和 15 年度の刊行をめざし、既刊の町史をはじめとするこれまでの市内外の研究成果や今後取り組む新たな調査研究成果を踏まえ、丹波篠山市の歴史を通史的に記述する「通史編」のほか、地域に眠っている歴史資料を市民と共に調査研究して編さんする「地域編」、その根拠となる有形・無形の歴史資料をまとめた「歴史資料編」から構成する。

3 市史編さん事業の目的

市史編さん事業の目的は次のとおりとする。

- (1) 広い視野から丹波篠山市の歴史的な位置を明らかにするとともに、市民の地域に対する理解を深め、郷土愛を育み、歴史と文化に基づくまちづくりに役立てる。
- (2) 学術的な視点で丹波篠山市の自然や歴史、伝統文化を改めて見直すことにより、丹波篠山市の発展と文化の向上に資する。
- (3) 火災や風水害などによる滅失や生活様式の変化などによる散逸が危惧される有形・無形の歴史資料を、早急に調査、整理、保存、管理することによって、後世に継承するとともに、刊行物やインターネットを利用した公開、講演会の開催などを通して積極的な活用を図る。

4 丹波篠山市史編さん基本方針

丹波篠山市史編さんは、以下の基本方針に基づき編さんする。

- (1) 広く市民に親しまれ、まちづくりや社会教育、学校教育等で活用される市史とするため、各分野の専門家の執筆による学問的に高い水準を保ちながら、平易な文章で記述し、写真や図版を多く用いるほか、動画やインターネット等の活用も考慮した編さんとする。
- (2) 丹波篠山市の地域的、歴史的、文化的な特性に配慮し、政治、経済、行政史に偏ることなく、地域に生きた人々の視点から編さんする。
- (3) 丹波篠山地域が日本史の中で果たしてきた役割を明らかにするために、他地域との歴史的な繋がりも含めて記述する。
- (4) 丹波篠山市の歴史、伝統文化の検証をするうえで欠かすことのできない有形・無形の歴史資料を市域に限らず広く調査・収集し、次世代に継承する。
- (5) 編さんの過程で調査・収集した歴史資料は、散逸を防ぎ、適正に保存・管理し、広く市民に公開して、その活用に努める。
- (6) 本市と地域連携協定を締結している神戸大学と市民との協働による歴史資料調査や聞き取り調査を行う。
- (7) 市民ボランティアなど、市民が市史編さんに参画できる機会を拡大する。また、学識経験者だけでなく地域の研究団体や個人、学校などと連携し、編さん事業の普及に努めるなど、丹波篠山市の歴史文化を次世代に継承していくための人材育成を図る。

(8) 講演会や報告会などの情報発信や意見交換を行い、市民が郷土についての理解を深め、歴史や文化を活かした地域のまちづくりに繋げる。

5 市史の構成

丹波篠山市史は、以下の構成を基本とする。ただし、今後、市史編さん委員会・専門委員会での議論を経て、随時必要な見直しをしていくものとする。

(1) 通史編

- ① 原始・古代・中世
- ② 近世
- ③ 近現代
- ④ 自然環境
- ⑤ 文化財

(2) 地域編

- ① 地域編 1 (多紀地域編)
- ② 地域編 2 (城東地域編)

(3) 歴史資料編

- ① 歴史資料編 1 (考古・古代編)
- ② 歴史資料編 2 (古代・中世の大山荘編)
- ③ 歴史資料編 3 (中世編)
- ④ 歴史資料編 4 (近世編)
- ⑤ 歴史資料編 5 (近現代編)

(4) 調査報告書 (藩政日記調査報告)

6 市史編さんの期間及び刊行計画

(1) 市史編さんの期間は、令和 2 年度から令和 15 年度とする。

(2) 市史の刊行計画は、別添事業計画表のとおりとする。

(3) 市史の刊行媒体としては、通史編、地域編は、紙媒体及び電子媒体とし、紙媒体による刊行部数については、市史編さん委員会で検討する。歴史資料編及び調査報告書の刊行媒体については、時代のニーズに合わせながら、利活用方法や予算等を勘案し、市史編さん委員会で検討する。

(4) 刊行計画は、歴史資料の収集状況や調査研究の進捗状況、財政状況等を勘案し、市史編さん委員会で、3 年ごとを目安に検証し、必要に応じて見直しを行うこととする。

7 編さん組織

市史編さんに伴う組織は、次のとおりとする。

(1) 市史編さん委員会

市史編さん事業の基本方針・事業計画など、重要事項について審議し決定する。

委員は、学識者、地域史を研究する者または研究する団体の代表者、公募委員ほかで構成する。

(2) 通史編専門委員会

委員会の方針に基づき、通史編の内容や具体的な編集方針など、編集に関する重要で専門的な事項について協議。

委員は、学識者、地域史を研究する者または研究する団体の代表者ほかで構成する。

(3) 地域編専門委員会

委員会の方針に基づき、地域編の内容や具体的な編集方針など、編集に関する重要で専門的な事項について協議。

委員は、学識者、地域史を研究する者または研究する団体の代表者ほかで構成する。

(4) 時代・分野別専門部会

分野別、時代別に設置し、通史編及び歴史資料編に関する歴史資料調査並びに執筆等を行う。

委員は、学識者、地域史を研究する者または研究する団体の代表者ほかで構成する。

8 事務局

市史編さんの事務局は、丹波篠山市教育委員会市史編さん課に置く。

事業計画表（刊行計画 令和7年12月27日検証後）

	元年度	2年度	3年度	4年度	5年度	6年度	7年度	8年度	9年度	10年度	11年度	12年度	13年度	14年度	15年度
考古				(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	【執筆・編集】	【執筆・編集】	資料編1	【執筆・編集】	【執筆・編集】	通史編1	
古代				(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	【執筆・編集】	資料編2			【執筆・編集】		【執筆・編集】
中世				(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	【執筆・編集】			【執筆・編集】	資料編3		【執筆・編集】
近世				(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	(調査)【執筆・編集】	藩政日記 報告書	【執筆・編集】	資料編4	【執筆・編集】	通史編2		
近現代				(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	(調査)	【執筆・編集】	資料編5	【執筆・編集】	【執筆・編集】	通史編3
自然環境				(調査)	【執筆・編集】	【執筆・編集】	【執筆・編集】	通史編4							
文化財				(調査)	(調査)	【執筆・編集】	【執筆・編集】	【執筆・編集】	通史編5						
地域編				(調査)	(調査)	(多紀)	(城東)	【執筆・編集】	地域編 1	地域編 2					
(刊行冊数)								1	2+1	2	2	2	1	1	1

計13巻（内報告書1巻）